

提案説明書及び業務仕様書記載箇所	質問内容・回答
提案説明書 P4 5(3)イ(エ)	<p>「副本9部には、表紙及び中身を含め提案事業者名を特定できる表現は一切記載しないこと」とございますが、副本において、実施体制の説明等に際し、社長名および業務担当者名を記載することは差支えないでしょうか。</p> <p>⇒社長名の記載は不可ですが、業務担当者名を記載することは問題ありません。</p>
仕様書 P1 4(1)	<p>「譲渡希望者の事業概要等について、関心のある事業者等が閲覧できる事業承継マッチングポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）を構築・運用し」とございますが、令和5年度における本事業において構築されているポータルサイトを引き継いで運営することは可能でしょうか。</p> <p>また、受託者において新たにポータルサイトを構築する必要がある場合、今後受託者の入替わりに左右されず、恒常的に利用可能なポータルサイトとして札幌市ホームページ内等に構築すること等を提案することは問題ございませんでしょうか。</p> <p>⇒仕様に記載がある通り、ポータルサイトを構築する必要がありますので、令和5年度において構築されているポータルサイトを引き継いで運営することはできません。また、恒常的に利用可能なポータルサイトを札幌市の公式ホームページ内に構築することはできません。今回の企画競争は、本市が所有するシステムの構築の提案を目的とするものではありませんので、不可となります。</p>
仕様書 P2～4 (2)(3)(4)	<p>令和5年度までの本事業における、①抽出調査実施先、②4(2)エ(イ)における「拒否の意向が示された」先、③事業周知先、④プッシュ型支援を行った先、⑤譲渡人（潜在的な候補者を含む）・譲受人との面談・相談対応状況、についての情報は、令和6年度の本事業の受託者に還元されるのでしょうか。</p> <p>⇒①から⑥の情報につきましては、基本的には情報を引継ぐ形で、令和6年度の受託者に業務を行っていただきます。</p>
仕様書 P4 4(4)	<p>「延べ65者程度の事業者訪問を目標とし、うち新規対象先として初回訪問する事業者の目標を12者以上とする。」とございますが、この「新規対象先」は、令和6年度事業のみにおける新規対象先という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>⇒お見込みのとおりです。</p>